

## 【「東京都パートナーシップ宣誓制度」とは（東京都HP）】

東京都パートナーシップ宣誓制度は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の理念を踏まえ創設されました。

東京都知事がパートナーシップ関係にある方からの宣誓に係る届出を受理したことを証明する制度です。詳細については、以下の東京都ホームページをご覧ください。

(<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html>)

## 【パートナーシップ関係にある方々の入居について】

東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、2022年11月から申込者本人の「パートナーシップ関係の方」とその三親等内の血族の入居が可能になりました。

「パートナーシップ関係の方」とは、「東京都パートナーシップ宣誓制度その他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の方（証明を取得予定の方も含む。）」のことをいいます。

なお、入居資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明または「パートナーシップ合意書兼誓約書」の提出が必要です。